

令和元・2年度

岡垣町建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

岡垣町が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という）の受付を次のとおり行いますので、希望者はこの要領をよく読んで書類を提出してください。

また、下水道管路更生工事を行う際の更生工法の登録も併せていたしますので、登録希望される方は、様式第1号（裏面）⑧及び様式5号・様式6号に必要事項の記入、及び必要書類を提出してください。なお、登録には要件がありますので、詳細はこの要領を参照してください。

申請要領

1 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者（14頁参照）
- (2) 経営状態が著しく不健全でない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という）第3条に規定する許可を受けている者
- (4) 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をしない者
- (5) 法第27条の23第1項に規定する「経営事項審査」を受けている者
- (6) 税金を滞納していない者
- (7) **雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等が適用除外されている者（3、6頁参照）**
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者

2 受付期間及び受付時間

会社（商号）名等の頭文字により受付日を次のように区分しているので注意すること。

また、次の受付期間及び受付時間以外の受付は一切行わないので、注意すること。

会社名の頭文字	受付期間
ア行・カ行	平成31年4月4日（木）～4月10日（水）
サ行・タ行	平成31年4月11日（木）～4月17日（水）
ナ行以下	平成31年4月18日（木）～4月25日（木）
予備日	令和元年5月7日（火）

- 各受付期間とも、土・日曜日を除く。
- **受付時間** 9時～11時30分 / 13時15分～16時45分
- 提出書類は早めにお持ちください。
- 各受付期間中に受付を行い、書類不備等があった場合、できるだけ各受付期間内に再申請をお願いいたします。

※「予備日」とは、正規受付期間中に審査を受け不備等がある場合のみの受付となりますので、必ず各正規受付期間中に審査を受けてください。

3 受付場所

福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号

岡垣町役場 305 会議室（本館3階）

4 入札参加資格の有効期間等

- (1) 入札参加資格審査の結果は、令和元年6月1日付けで通知します。
- (2) 入札参加資格の有効期間は、令和元年6月1日から令和3年5月31日まで（2年間）です。

但し、平成32年4月6日（月）から4月10日（金）（予定）の間に、別に定める入札参加資格再確認手続を行わない場合、上記の資格は令和2年5月31日をもって喪失します（13～14頁参照）。

なお、入札参加資格を認められた者は、本町が実施する一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有することとなります。

- (3) 平成30年4月6日から4月12日までの間に、平成29・30年度岡垣町建設工事入札参加資格再確認手続を完了しており、今回の申請時点において現に入札参加資格を有する場合、当該資格は令和2年5月31日で終了します。

5 工事の施工能力の判定について

「建設工事の種類（11頁）」に掲げる工種のうち、1（土木工事）・2（建築工事）及び26（水道施設工事）の番号に該当する工種については、下記(1)～(3)に掲げる客観的事項及び主観的事項の項目等を組み合わせ、あるいは単独利用により施工能力を判定し、総合点数及び等級区分を定めます。

なお、この等級区分は、公開の扱いとしますので、予めご承知おきください。

- (1) 客観的事項 経営事項審査による建設工事ごとの総合評定値
- (2) 主観的事項 ア 町が発注した建設工事の工事成績の状況
イ 指名停止等の状況
ウ 町が発注した建設工事の契約状況
エ 岡垣町内における主たる営業所等（本社・本店又は受任地とした支店・営業所に限る）の所在状況、従業員の状況
オ 地域貢献活動状況（「ラフアースクリーンアップ」「三里松原松葉かき作業」「三里松原除伐作業」等 町内のボランティア活動状況）
- (3) 建設業の許可区分

申請書提出後に建設業の許可区分に変更があった場合、受付期間の最終日（平成31年4月25日）までに変更届が提出されたものに限り、等級区分を定める要件として取り扱います（土・日曜日を除く）。

なお、この等級区分の有効期間は令和元年6月1日から令和2年5月31日までです。令和2年6月1日から令和3年5月31日までの等級区分については、別に定める入札参加資格再確認手続で提出された書類等に基づいて決定します。

6 注意事項

(1) **社会保険等に未加入の場合は、申請することができません。**

社会保険等の加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」によって確認します。

（ただし、「適用除外」の場合は申請可能です。）（6頁参照）

(2) 申請工種の数、3工種までです。

申請工種は11頁に掲げる「建設工事の種類」の「工種」欄から選んでください。

但し、申請できる工種は経営事項審査を受けている工種に限ります。

なお、申請書提出後及び入札参加資格の有効期間（2年間）中は、申請工種の追加・変更は認めません。

(3) 建設業許可を受けていない事業所を受任地とすることはできません。

(4) 入札参加資格を認めた者の名簿は公開の扱いとします。

(5) 入札参加資格を認められても、必ずしも指名があるとは限りません。

(6) 申請書類提出後、必要に応じ記載事項等について実態調査等を行う場合があります。実態に即して正確に記入してください。なお、記載事項等が事実と相違していることが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。

(7) 申請書類は内容について説明できる方が持参してください（**郵送・電送は不可**）。

なお、書類不備の場合は受け付けません。書類不備による再申請の場合も受付指定期間内に限ります（予備日での受付は本町が認めた場合のみに限ります）。

(8) 本申請において、「町内」とは岡垣町内のことをいいます。また、「町内業者」とは岡垣町内に本社・本店又は受任地とした支店・営業所がある（第1号様式②⑧のいずれかの「所在地」欄が岡垣町内である）業者のことです。

(9) 本申請で取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの等）は、「入札参加資格の確認」を目的として岡垣町個人情報保護条例をはじめとする関係諸規定・制度等に基づき適正に収集・利用・管理されるものであり、当該目的外での利用・情報提供等が行われることはありません。

※申請書類の記載事項を訂正していただくことがありますので、**申請に来られる方の印鑑（第1号様式表面⑬欄に押印した認印）を必ず持参してください。**

7 提出書類一覧・作成要領

※表中[]は、建設業法施行規則に定める様式を示す。

No.	提出書類名	提出上の注意
1	第1号様式 建設工事入札参加資格審査申請書 ※全業者提出	・記入については、8～10頁参照。 ・ 表面及び裏面を両面コピーの上、1枚とすること。

2	<p>第 2 号様式 岡垣町内事業所等調書 ※町内業者のみ提出</p>	<p>(1) 記入については、10 頁参照。 (2) 表面及び裏面を両面コピーの上、1 枚とすること。 (3) 「①事業所付近見取図」欄は、目印となる近隣の施設等を含め、分かり易く記入すること（地図貼付の場合も同様とし、施設等が記載されていない場合は別途追記すること）。</p>
3	<p>第 4 号様式 使用印鑑届・委任状 ※全業者提出</p>	<p>『使用印鑑届』欄</p> <p>(1) 本欄は、本社（又は本店）の所在地等を記載する。 (2) 「使用印」は、本町との取引に使用する印鑑を届け出ること。 法人の場合は、<u>法人名及び役職名が入った印鑑</u>、個人の場合は、<u>姓名（姓のみも可）が入った印鑑</u>をそれぞれ使用印とすること。 但し、法人名及び役職名については、 ① 登録事業所が本社（又は本店）である場合、法人名は本社（又は本店）の商号等、役職名は本社（又は本店）の代表者の役職名 ② 登録事業所が受任地である場合、法人名は商号等及び受任地の名称、役職名は受任地の代表者の役職名とすること。 (3) 登録事業所が本社（又は本店）である場合、上記 (1) (2) を満たしていれば、実印を使用印とすることは可。</p> <p>『委任状』欄</p> <p>(1) 受任地を設ける場合のみ 記入・押印すること。 なお、委任は本社（又は本店）が岡垣町外にある場合で、入札・見積・契約等の権限を一括委任する場合のみ認める。 (2) 建設業許可を受けていない事業所（支店・営業所等）を受任地とすることはできない。 (3) 「受任者」欄は委任を受ける支店・営業所について、「委任者」欄は委任をする本社（又は本店）について、それぞれ記入すること。</p> <p>※『使用印鑑届』『委任状』欄とも、丸枠内にのみ押印すること。丸枠内以外の部分に会社印（角印）等を押印している場合は受け付けない（12 頁参照）。</p>
4	<p>印鑑証明書（原本） ※全業者提出</p>	<p>(1) 申請者が法人の場合は法人の印鑑証明書を、個人の場合は代表者個人の印鑑証明書を「(第 4 号様式) 使用印鑑届・委任状」の裏面に、四辺をしっかりと貼り付けること。 (2) 証明日が申請日前 3 ヶ月以内のものに限る。 (3) 写し不可</p>
5	<p>経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写し） ※全業者提出 ※以下、「経審通知書」という。</p>	<p>(1) 経営事項審査の審査基準日が平成 29 年 9 月 1 日以降のもので最新分を提出すること。 (2) 経営事項審査後、建設業許可区分に変更があった場合は、変更後の建設業許可証明書の写し又は許可通知書の写しを添付すること。 (3) 経営事項審査後、主たる営業所に係る事項（所在地・代表者名等）に変更があった場合は、変更届出書〔様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）の写し（表面）を添付すること。</p>

6	工事経歴書（様式任意） ※全業者提出	(1) 申請工種ごとに別業とし、直近 2 年分の主な完成工事及び着手した未完成工事について記入すること。 (2) 申請工種分のみを提出すること。 ※冊子等で作成している場合等で、申請工種以外の経歴書が添付されている場合は、受付会場において外していただきます。
7	建設業許可申請書営業所一覧表（更新）（写し） ※受任地を設ける業者 } 提出 ※全ての町内業者 }	[様式第一号別紙二（2）] ・受任地の所在地・許可業種等について明記されている部分まで可。
8	使用人数を記載した書面（写し） ※町内業者のみ提出	[様式第四号（第二条関係）]
9	建設業施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（写し） ※受任地を設ける業者のみ提出	[様式第十一号（第四条関係）] ・受任地の代表者（令第 3 条に規定する使用人）について明記されている部分まで可。
10	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（写し） ※町内の事業所を受任地とする業者のみ提出	[様式第十三号（第四条関係）] ・岡垣町内の事業所分のみ可
11	専任技術者証明書（新規・変更）（写し） ※町内業者のうち、建設業許可申請（更新）以降、町内の事業所に該当がある業者のみ提出	[様式第八号(1)（第三条関係）（表面）]
12	専任技術者証明書（更新）（写し） ※町内業者のみ提出	[様式第八号(2)（第三条関係）（表面）]
13	技術職員名簿（全事業所分） ※町内業者のみ提出	[様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）別紙二（表面）] ・今回提出する「経審通知書」の審査申請時に行政庁に提出したもの。 ・左記の「技術職員名簿」に記載されている者で、 ① 法令による資格・免許取得技術者については、当該免許証の写しを添付すること。 ② 監理技術者資格者証の交付を受けた者はその写し（表面・裏面の両面とも）、監理技術者講習修了証（平成 28 年 6 月以前に交付を受けた者のみ※）の写しを添付すること。 （※平成 28 年 6 月 1 日より監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を記入する欄が追加されています。） ③ 実務経験者については、実務経験証明書（様式第九号（第三条関係））の写しを添付すること。
14	第 5 号様式 機械器具調書 ※第 1 号様式（裏面）⑧の「下水道管路更生工事の入札参加希望の有無及び申請工法名」欄で「参加希望する」を選択する業者のみ提出	(1) 登録申請する更生工法を施工するために必要な機械器具を記入すること。 (2) 自社で機械器具を所有していない場合は、証明欄に借入先と証明印を押印すること。 ※建設業法に定める 土木工事の許可 を受け、本指名願において 「土木」を申請する者 のうち、 （公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の各協会が行う講習会等を受講した技術者を雇用している者のみ提出 できます。

15	<p>第6号様式 管更生工事責任技術者届 ※第1号様式(裏面)⑧の「下水道管路更生工事の入札参加希望の有無及び申請工法名」欄で「参加希望する」を選択する業者のみ提出</p>	<p>(1)(公財)日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の各協会が行う技術講習会等を受講した技術者について記入すること。 (2)技術講習会の修了証等の写し及び法令に基づく資格者証・免許証等写しを添付すること。 ※上段 No. 14 の※印と同様</p>
16	<p><経審通知書発行後に社会保険等に加入した場合> (1)雇用保険…①か②のいずれか(写し) ①直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書 ②直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書 (2)健康保険、厚生年金保険…①か②のいずれか(写し) ①直近の標準報酬決定通知書 ②直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書 ※「経審通知書」において、「その他の審査項目(社会性等)」欄が「無」になっている者で、経審通知書発行後に社会保険等に加入し、保険料を納めている場合のみ提出 上記事項により社会保険等の加入確認ができない場合、申請することはできません。</p>	
17	<p>①登記簿謄本 ※申請者が法人の場合のみ提出 または ②身分証明書 ※申請者が個人の場合のみ提出</p>	<p>(1)証明日が申請日前3ヶ月以内のものに限る。 (2)写し可 (3)②の場合は、代表者個人のものを出すること。 ※法人の場合、代表者個人の身分証明書は不要です。</p>
18	<p>町税に未納のないことの証明書(原本) ※町内業者のみ提出 ※本証明書に関するお問い合わせ 岡垣町役場税務課 093-282-1211(代表)</p>	<p>(1)「町税証明交付申請書(岡垣町指名登録用)」に必要事項記入及び押印の上、岡垣町役場税務課にて、法人の場合は法人について、個人の場合は代表者について、それぞれ証明を受けたものを提出すること。 (2)代理人が証明を申請する場合は、申請書「委任状」欄に必要事項記入及び押印の上、切り取らずに税務課へ申請すること。 (3)本申請書はB5サイズで税務課窓口へ提出すること。 (4)本証明書は、平成31年3月18日より交付する。 (5)写し及び他の様式は不可 ※必ず事前に町税証明交付申請書(指名登録用)にすべて記入のうえ、税務課に提出してください。</p>
19	<p>消費税及び地方消費税に関する納税証明書 【国税通則法施行規則 別紙第9号書式(その3)】 ※全業者提出</p>	<p>(1)消費税及び地方消費税の納税証明書(その3:未納税額のない証明用)を本社・本店の管轄税務署で交付を受けて提出すること。 法人の場合「納税証明書(その3の3)」、 個人の場合「納税証明書(その3の2)」でも可。 (2)免税業者(税額のない者)についても同証明書が発行されるので提出すること。 (3)証明日が申請日前3ヶ月以内のものに限る。 (4)写し可</p>
20	<p>申請書受付票 ※全業者提出</p>	<p>・主たる営業所に係る所定事項について記入すること。</p>
21	<p>82円切手(2枚) ※全業者提出</p>	<p>※今回の審査結果及び来年の入札参加資格再確認手続案内の通知に使用します。</p>
22	<p>チェックリスト ※全業者提出</p>	<p>※書類不備等がないよう、本書により事前にチェックを行ってください。 ※事前にチェックをしていない場合は受け付けません。</p>

【注意事項】

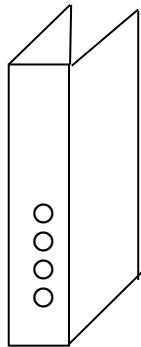
※修正液等で訂正したものは受け付けません。誤記入等の場合は、書類再作成の上、提出してください。

※「町税に未納のないことの証明書」の申請書は B5 サイズです。その他の書類について、特にサイズの指定がない場合、提出する際は原則として A4 サイズとし、A4 サイズ以外の書類の写し等を添付する場合は、全て A4 サイズに拡大又は縮小したものを提出してください。

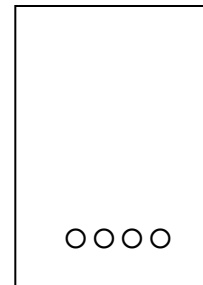
8 提出書類のまとめ方

提出書類No.	まとめ方
5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19	番号の若い順に、 A4 縦の紙ファイル(色：ピンク) に綴じて、提出してください。 なお、書類を綴じる方向は、 ① A4 縦の書類であれば、左綴じ ② A4 横の書類であれば、上綴じとします。 また、紙ファイルの背と表紙には、商号又は名称のみを記入し、「 入札参加資格審査申請書 」等は記入しないでください（下図参照）。
1・2・3(4)・20・21・22	紙ファイルには綴じ込まず、クリップで留めて 提出してください。 なお、4（印鑑証明書）は、3（使用印鑑届・委任状(第4号様式)）の裏面に貼り付けてください。

(背表紙)



(表紙)



背表紙・表紙とも、ファイル下部(「〇〇〇〇」の部分)に**商号又は名称のみ**を記入し、『**入札参加資格審査申請書**』等は記入しないこと。

9 その他

申請書提出後、下記の事項に変更が生じた場合は、「岡垣町入札参加資格審査申請事項変更届」により変更手続きを行ってください。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| ① 商号又は名称 | ⑦ 使用印鑑 |
| ② 組織 | ⑧ 建設業許可の取消又は建設業の廃業 |
| ③ 所在地 | ⑨ 建設業許可区分 |
| ④ 代表者 | ⑩ 電話番号又は FAX 番号 |
| ⑤ 受任者 | ⑪ 技術者（本社・本店又は受任地とした支店・営業所等が岡垣町内の場合のみ） |
| ⑥ 実印 | |

また、平成 29・30 年度の入札参加資格を有する者の同資格は、令和元年 5 月 31 日まで有効であるため、この期間内に上記の変更が生じた場合も同様に手続きが必要です。

なお、令和元・2 年度分を変更する場合は令和元年 6 月 1 日以降に提出してください。

変更手続き(指定様式)に係るお問い合わせは総務課又は町ホームページをご覧ください。「事業者の方へ」→「入札参加指名登録・変更・更新」→「入札参加資格申請事項変更届の提出について」の順に進み、指定様式をダウンロードしてください。

申請書等作成要領

1 『建設工事入札参加資格審査申請書』(第 1 号様式)

記入箇所	記入上の注意
表 面	
①『登録簿上の本店所在地』欄	(1) 登録簿上の本店所在地について、登録簿から転記する。 (2) 事務所がビル内にあっても、ビル名は記入しないこと。 (3) 申請者が個人の場合は、「個人」と記入すること。 (4) ゴム印使用可
②『主たる営業所の所在地』欄	(1) 建設業の「主たる営業所」について記入すること(但し、小字名は不要)。 (2) 事務所がビル内にあっても、ビル名は記入しないこと。 (3) 申請者が法人の場合で、①欄と同一である場合は、「同上」と記入すること。 (4) 事務所移転の場合等を除き、 <u>原則として「経審通知書」の宛先と同一</u> であること。 (5) ゴム印使用可
③『商号又は名称』欄	・ 法人の場合は、次のとおり略して記入可。 株式会社→(株) 有限会社→(有) 合資会社→(資) 合名会社→(名) 社団法人→(社) 財団法人→(財) 法人格を有する協同組合→(同) ・ 商号等の上に会社印(角印)を押印しないこと(押印している場合は受け付けない)。※12 頁参照
④『代表者役職・氏名』欄	・ 法人の場合: 「代表取締役」等の役職名及び氏名を記入。 ・ 個人の場合: 「代表者 ××××」と記入。
⑤『実印』欄	・ 法人の場合: 法人の実印を押印 ・ 個人の場合: 代表者個人の実印を押印 ※鮮明に押印すること
⑥『TEL』欄	・ 本社又は本店の TEL 番号を「経審通知書」から転記すること。
⑦『FAX』欄	・ 本社又は本店の FAX 番号を記入。
※以下⑧～⑫は、受任地を設ける場合のみ記入すること。	
⑧『所在地』欄	(1) 受任事業所の所在地について、建設業許可申請書営業所一覧表から転記する。 (2) 事務所がビル内にあっても、ビル名は記入しないこと。 (3) ゴム印使用可
⑨『商号又は名称』欄	・ 法人名等及び事業所等の名称を記入すること(例: ○○建設(株)△△支店)。

⑩『代表者役職・氏名』欄	・受任地の代表者役職名及び氏名を記入すること（例：△△支店長××××）。
⑪『TEL』欄	・受任地の TEL 番号を建設業許可申請書営業所一覧表から転記すること。
⑫『FAX』欄	・受任地の FAX 番号を記入。 ・特に、岡垣町内に受任地を設ける場合は、町内事業所に設置している FAX 番号を記入すること（例：093(28×)××××等、局番が28×で始まる番号）。
⑬『書類を持参する者の所属及び氏名等』欄	・申請書類を持参する者の事務所名又は所属部署（部課名）等及び氏名・連絡先 TEL 番号を記入の上、認印を押印すること。 ・申請書類訂正の際は、本欄の認印で訂正を行う（但し、町の指示による）。
裏 面	
①『許可区分～』欄	・該当する□にレ点を付し、「経審通知書」の「審査基準日」上段の「許可番号」を転記すること。
②『許可を～工種』欄	・「経審通知書」等の「許可区分」欄から、「特」又は「般」を転記すること。
③『申請工種』欄	(1) 「建設工事の種類」（11 頁）に示した「工種」から申請する工種を選び、その「略号」を希望する順に転記すること。 なお、受任地を設ける場合は、添付書類として提出する「建設業許可申請書営業所一覧表」から、「受任地」の「営業しようとする建設業」の中から選択すること。 (2) 申請工種は、3 工種までとする。
④『得意な工事』欄	・「建設工事の種類」（11 頁）の「得意な工事」欄から、得意とする工事を 3 以内選び、得意な順に(7)(イ)(カ)等の記号を記入すること。 ・下水道管路更生工事の入札に参加希望する者は、「土木」の得意な工事については、「(工)管路更生工事」を選定すること。
⑤～⑦欄	・「経審通知書」から、工種ごとの数値を転記すること。 ※⑥「技術職員数」欄は1級・基幹・2級・その他の各合計を記入 ※⑦「年間平均完成工事高」欄は○年平均の完成工事高を記入 （元請完成工事高ではありません。）
⑧『下水道管路更生工事の入札参加希望の有無及び申請工法名』欄	・③欄で「土木」を申請した者で、(公財)日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の各協会が行う技術講習会を受講した技術者を雇用している者のうち、下水道管路更生工事の入札に参加希望する者は「参加希望する」の□にレ点を付すこと。その他の者は「参加希望しない」にレ点を付すこと。 ・「参加希望する」者は、申請する工法の名称を記入すること。（申請工法は、(公財)日本下水道新技術機構の建設技術審査証明書を取得した工法に限る。） ※「参加希望する」を選択する者は、第5号様式及び第6号様式及び技術講習会の修了証等の写し、法令に基づく資格者証・免許証等写しを提出すること。
⑨⑫⑬⑭欄	・「経審通知書」の各項目から転記すること。 ※⑬「自己資本」欄は経審通知書の下段にある「自己資本」を転記してください。「自己資本額」ではありません。
⑩『技術職員数合計』欄	・「経審通知書」の「技術職員数」欄の1級・基幹・2級・その他の合計を記入すること。

⑪『建設業従事職員数』欄	・申請の時点で建設業に常時雇用されている者（役員を含む。）の数を記入すること。
⑮『地域貢献活動実績』欄	・本町主催のイベントについて、過去2ヶ年度のボランティア活動実績の有無について、該当する口にレ点を付すこと。「有」とする場合は、活動内容を記入すること。 ◎例：「ラフアースクリーンアップ」「三里松原松葉かき作業」「三里松原除伐作業」等
⑯『社会保険等の加入状況』欄	・社会保険等の加入状況について、「経審通知書」から項目ごとに該当する口にレ点を付すこと。 いずれか一つでも「無」がある場合は、申請できません。 ただし、経審通知書発行後に社会保険等に加入した場合は、必要書類を提出してください。（6頁参照）

2 『岡垣町内事業所等調書』（第2号様式）

記入箇所	記入上の注意
表 面	
①欄	(1) 町内事業所付近の見取図を記入し、事務所所在地を赤色でマークすること。 (2) 地図を貼り付けてもよい。 (3) 目印となる近隣の施設等を含め、分かり易く記入すること（地図貼付の場合も同様とし、記載されていない場合は別途追記すること）。
②欄	・該当する方の口にレ点を記入し、それぞれの事項について記入すること。 ・「事業所の名称」は、「(有)〇〇組」や「〇〇建設(株)△△支店」等と記入する。 ・「電話番号」「FAX番号」は、 町内事業所に設置している番号 を記入する。 （例：093(28×)××××等、局番が28×で始まる番号）。 ・FAXが未設置である場合は「なし」と記入すること。
③④欄	・事務所内外の写真を貼り付けること。 ・鮮明であればデジタルカメラによる写真も可。
裏 面	
⑤欄	・今回提出する「経審通知書」の審査基準日時点のものを記入すること。（建設業に従事している者であり、代表者、常勤の役員等を含む。） ・（ ）内は、各従業員数のうち岡垣町内在住の従業員数を記入すること。
⑥欄	・町内事業所について、該当項目を記入すること。 ・「年間工事高」は、今回提出する「経審通知書」の審査基準日前1年間について千円単位で記入すること。
⑦欄	・町内事業所の専任の技術者氏名等を記入すること。 ・全技術者を記入している例が見られるが、 専任技術者以外の者は記入しないこと。

※申請書類作成の際は本要領のほか、各様式中の（注）欄等もあわせてご覧ください。

建設工事の種類

番号	工種	略号	必要な許可の区分	得意な工事
1	土木工事	土木	土木工事業	(7)一般土木工事 (4)橋りょう工事 (5)下水道工事 (6)管路更生工事
2	建築工事	建築	建築工事業	(7)木造建築工事 (4)ブロック建築工事 (5)鉄骨建築工事 (6)鉄筋コンクリート建築工事 (4)鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事
3	大工工事	大工	大工工事業	(7)大工工事業 (4)型枠工事 (5)造作工事
4	左官工事	左官	左官工事業	(7)左官工事 (4)モルタル工事 (5)モルタル防水工事 (6)吹付け工事 (4)とぎ出し工事 (5)洗い出し工事
5	とび・土工 コンクリート工事	とび	とび・土工事業	(7)とび工事・ひき工事・足場等仮設工事・重量物の揚重運搬配置工事・鉄骨組立工事・コンクリートブロック据付工事 (4)くい工事・くい打ち工事・くい抜き工事・場所打ぐい工事 (5)土工事・掘削工事・根切り工事・発破工事・盛土工事 (6)コンクリート工事・コンクリート打設工事・コンクリート圧送工事・プレストレストコンクリート工事 (4)地すべり防止工事・地盤改良工事・ボーリンググラウト工事・土留め工事・仮締切り工事・吹付け工事・道路附属物設置工事・捨石工事・外溝工事・はつり工事 (4)防球ネット
6	石工事	石	石工事業	(7)石積み(張り)工事 (4)コンクリートブロック積み(張り)工事
7	屋根工事	屋根	屋根工事業	(7)屋根ふき工事
8	電気工事	電気	電気工事業	(7)発電設備工事 (4)送配電線工事 (5)引込線工事 (6)変電設備工事 (4)構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事 (4)照明設備工事 (4)信号設備工事 (4)ネオン設備工事
9	管工事	管	管工事業	(7)冷暖房設備工事 (4)冷凍冷蔵設備工事 (5)空調設備工事 (6)給排水・給湯設備工事 (4)厨房設備工事 (4)衛生設備工事 (4)浄化槽工事 (4)水洗便所設備工事 (4)ガス管配管工事 (4)ダクト工事 (4)管内更生工事
10	タイル・れんが ブロック工事	タイル	タイル・れんが ブロック工事業	(7)コンクリートブロック積み(張り)工事 (4)レンガ積み(張り)工事 (4)タイル張り工事 (6)築炉工事 (4)石綿スレート張り工事
11	鋼構造物工事	鋼	鋼構造物工事業	(7)鉄骨工事 (4)橋梁工事 (4)鉄塔工事 (6)石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事 (4)屋外広告工事 (4)開門・水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋	鉄筋工事業	(7)鉄筋加工組立て工事 (4)ガス圧接工事
13	ほ装工事	ほ装	ほ装工事業	(7)アスファルトほ装工事 (4)コンクリートほ装工事 (4)ブロックほ装工事 (6)路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅん	しゅんせつ工事業	(7)しゅんせつ工事
15	板金工事	板金	板金工事業	(7)板金加工取付け工事 (4)建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス	ガラス工事業	(7)ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装	塗装工事業	(7)塗装工事 (4)溶射工事 (4)ライニング工事 (6)布張り仕上工事 (4)鋼構造物塗装工事 (4)路面標示工事
18	防水工事	防水	防水工事業	(7)アスファルト防水工事 (4)モルタル防水工事 (4)シーリング工事 (6)塗膜防水工事 (4)シート防水工事 (4)注入防水工事
19	内装仕上工事	内装	内装仕上工事業	(7)インテリア工事 (4)天井仕上工事 (4)壁張り工事 (6)内装間仕切り工事 (4)床仕上工事 (4)たたみ工事 (4)ふすま工事 (4)家具工事 (4)防音工事
20	機械器具設置工事	機械	機械器具設置工事業	(7)プラント設備工事 (4)運搬機器設置工事 (4)内燃機発電設備工事 (6)集塵機器設置工事 (4)給排気機器設置工事 (4)揚排水機器設置工事 (4)ダム用仮設備工事 (4)遊技施設設置工事 (4)舞台装置設置工事 (4)サイロ設置工事 (4)立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	絶縁	熱絶縁工事業	(7)冷暖房設備の熱絶縁工事 (4)冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事 (4)動力設備又は燃料工業の熱絶縁工事 (6)化学工業等の設備の熱絶縁工事
22	電気通信工事	通信	電気通信工事業	(7)電気通信線路設備工事 (4)電気通信機械設置工事 (4)放送機械設置工事 (6)空中線設備工事 (4)データ通信設備工事 (4)情報制御設備工事 (4)TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園	造園工事業	(7)植栽工事 (4)地被工事 (4)景石工事 (6)地ごしらえ工事 (4)公園設備工事 (4)園路工事 (4)水景工事
24	さく井工事	さく井	さく井工事業	(7)さく井工事 (4)観測井工事 (4)還元井工事 (6)温泉掘削工事 (4)井戸築造工事 (4)さく孔工事 (4)石油掘削工事 (4)天然ガス掘削工事 (4)揚水設備工事
25	建具工事	建具	建具工事業	(7)金属製建具取付け工事 (4)サッシ取付け工事 (4)金属製カーテンウォール取付け工事 (6)シャッター取付け工事 (4)自動ドア取付け工事 (4)木製建具取付け工事 (4)ふすま工事
26	水道施設工事	水道	水道施設工事業	(7)取水施設工事 (4)浄水施設工事 (4)配水施設工事 (6)下水処理設備工事 (4)配水管工事
27	消防設備工事	消防	消防設備工事業	(7)屋内消火栓設置工事 (4)スプリンクラー設置工事 (4)水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 (6)屋外消火栓設置工事 (4)動力消防ポンプ設置工事 (4)火災報知器設置工事 (4)漏電火災警報器設置工事 (4)非常警報設備工事(4)金属製はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃	清掃施設工事業	(7)ごみ処理施設工事 (4)し尿処理施設工事
29	解体工事	解体	解体工事業	(7)工作物解体工事

第1号様式 「建設工事入札参加資格審査申請書」
 第4号様式 「使用印鑑届・委任状」

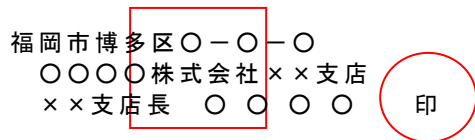
※「角印」及び「使用印」に係る注意事項 ※

☆岡垣町における「角印」の考え方

岡垣町との契約締結等の際、必要となる印鑑は「**使用印鑑**」のみです。

岡垣町で**使用不可とする「角印」とは**、「使用印（丸印）」を押印した上で、**商号又は名称等の上から押印する「角印（会社印）」**のことでです。

【使用不可の例】



ですから、「使用印」としたい印鑑が「角印」のみしか存在しない場合は、この「角印」を「使用印」として届け出ることにより、使用可能とします。但し、「使用印」として「角印」を押印し、さらに「支店（所）長の個人印」等を押印することはできませんので、ご注意ください。

☆使用印（受任者印）について

実印以外を使用印として届ける場合は、次の要件に合致する印鑑とすること。合致していない場合は、申請を認めないので注意すること。

- ・実印以外を使用印鑑例を参照すること。
- ・法人：法人名及び役職名の両方入った印鑑
- ・個人：代表者の姓名（姓のみも可）が入った印鑑

■実印以外の使用印鑑例

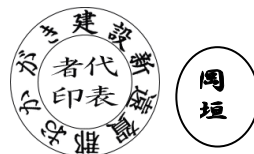


（本店登録の場合）



（受任地登録の場合）

新岡垣建設
 株式会社
 九州支店
 支店長 印



（個人で登録する場合）

法人名及び役職名の両方入ったもの

会社名＋代表者が入ったもの
 代表者の姓名（姓のみ可）

※不可の例



社名がない



受任地登録で支店名がない



入札参加資格を認められた者に対する資格の再確認について

今回の申請により、入札参加資格を認められた者は、次のとおりその入札参加資格の再確認手続きを行ってください。

但し、**本内容については変更することがありますので、十分注意してください。**

手続要領

1 受付期間及び受付時間

令和2年4月6日（月）～令和2年4月10日（金）
9時～11時30分 / 13時15分～16時30分

2 受付・提出場所

岡垣町役場 総務課 契約用地管財係（本館2階）
〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号
電話 093-282-1211

3 提出方法

提出は、持参又は郵送によるものとしますが、書類不備の場合は受け付けません。

※ファイルに綴じ込む必要はありません。クリップ止めで提出してください。

4 提出書類（※予定）

No.	提出書類名	提出上の注意
1	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写し） ※全業者提出	(1) 経営事項審査の審査基準日が 平成30年9月1日以降のもの で最新分を提出すること。
2	工事経歴書（様式任意） ※全業者提出	・平成31年4月の当初申請時に提出した経歴書より直後1年分の工事経歴書を提出すること。
3	技術者名簿 【様式第25号11（第19条の7、第20条、第21条の2関係）別紙2（表面）】 ※町内業者のみ提出	「経審通知書」等の審査申請時に行政庁に提出したもの。
4	町税に未納のないことの 証明書（原本） ※町内業者のみ提出	・証明日が 令和2年3月16日以降のもの に限る。 （本証明書の交付も令和2年3月16日以降です） ・申請書は、ホームページ掲載
5	消費税及び地方消費税に関する納税証明書【国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）】 ※全業者提出	・証明日が 再確認受付以前3ヶ月以内のもの に限る。 (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3：未納税額のない証明用） を本社・本店の管轄税務署で交付を受けて提出すること。 法人の場合「納税証明書（その3の3）」、個人の場合「納税証明書（その3の2）」 でも可。
6	84円切手（2枚） ※全業者提出	※再確認結果及び次回令和3・4年度受付案内の通知に使用します。

※各提出書類の詳細については、3頁以降の「7 提出書類一覧・作成要領」各項目に準じます。

5 入札参加資格の再確認結果の通知について

入札参加資格の再確認の結果及び等級区分については、令和2年6月1日付けで通知するものとし、等級区分の有効期間は令和2年6月1日から令和3年5月31日までとなります。

6 その他

- (1) 再確認手續に関するご案内は、令和2年2月中旬頃に各申請者（主たる営業所）宛て、郵送により通知します。
- (2) 再確認に関する本内容は予定であり、日程・提出書類等について変更となる場合があります。(1)によるご案内や町ホームページ等でご確認ください。

参考 地方自治法施行令（抄）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。